

推奉即位、賞功罰罪、民安國豊、在位五十一年、壽七十二、嘉熙元年丁酉薨、

〔國朝舊章録^八〕琉球國之事略

此國の事、異朝の諸書に見へし處は、此國古よりの事は詳ならず、隋の煬帝の時、朱寬と云者をし、て異俗を訪求られしに、始て此國に至、其詞通せざりしかば、一人を取て歸る、其後に師して再び其國に到らしめて、男女五百人を取て歸る、是此國の名、異朝の書に見へし始也、其後唐宋の時、中國に通せず、大元の時使して招かれしか共來らず、大明の代に、及、太祖の洪武の初に、貢使をまいらす、其國三ツに分れて、中山、山南、山北の三王有、其後封爵を請しかば、中山、山南の二王に、鍍金の銀印を賜たり、鍍金とは金をやきつくる事也、此時三王互に争ひ戦しかば、天子其中を和らげ給ひ、山北にも印、并文綺等を賜^{中山、山南封ぜられしは、洪武十五年の事、山北を封ぜられしは、同十年の御時に、同廿五年中山王察度は、王の名也、姓當れり、其子姪并陪臣の子弟を遣して國學に入、此國昔隋元等の代に攻れども來らず、招けども至らず、然るに大明の代初に、自ら來り貢して其國の君臣子弟をして學び、中國に隨ひしが、天子其忠順の志を悦び給事大方ならず、^{此故に外國にて此國程のよし、岳を乗も、三十六性を給りて、年毎に往來すべき便となさる、察度が曾孫王巴志、其位を嗣じ、時より、彼國王代を繼し時に、必中國の天子使を其國に遣して册封せらる、例始れり、是長き彼國巴志が孫王思達景泰の始に代を繼て、程も無く、山南山北を討亡して、其國を并せたり、是の例也、}琉球國王を中山と云也、景泰は大明第五代、英宗の年號にて、本朝後花園の是よりして三年に寶徳の頃、公方は東山、義政の時也、此國より始て通ぜしも、此時也、後二見ゆ、}

二度中國に進貢する事例は始れり、^{今も此例の如く也、}王思連が六代の孫、王永が代に當て、日本關白の秀吉の御事、此時高麗陣の頃也、爲に其國亂る、王永程なく卒て、其子王寧代を繼、萬曆三十一年、其國に使を給て、册封有、^{萬曆は大明十三年、神宗の年號、其三十一年は、本朝、其使歸奏して曰、琉球必倭の爲に困めらるべし、日本の人千計、利刃を挾て、其市に出入せりと申き、程なく同三十七年、王寧薩州の爲に捉はれ行、同四十年、王寧使して進貢して、歸國の事を申、又日本の爲に市を通せ}